

# 令和6年度第5回定例会

## 八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和6年7月3日（水）	午前9時30分
場	所	八王子市役所 議会棟4階	第3・第4委員会室

## 第5回定例会議事日程

- 1 日 時 令和6年7月3日(水)午前9時30分
  - 2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室
  - 3 会議に付すべき事件
    - 第1 第20号議案 八王子市奨学審議会委員の解嘱及び委嘱に関する事務処理の報告について
    - 第2 第21号議案 八王子市スポーツ推進委員の解嘱に関する事務処理の報告について
    - 第3 第22号議案 八王子市奨学審議会委員の委嘱について
    - 第4 第23号議案 八王子市図書館条例施行規則の一部を改正する規則設定について
    - 第5 第24号議案 特別支援学級の設置について
  - 4 協議事項
    - ・令和7年度(2025年度)八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書採択について (教育指導課)
    - ・八王子市の部活動改革における取組について (教育指導課・生涯学習政策課・スポーツ振興課)
  - 5 報告事項
    - ・公用自動車による交通事故に係る損害賠償の和解について (教育指導課)
    - ・令和6年度(2024年度)「特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業」の実施について (教育指導課・生涯学習政策課)
- 

## 第5回定例会追加議事日程

- 1 日 時 令和6年7月3日(水)午前9時30分

2 場 所 八王子市役所 議会棟 4階 第3・第4委員会室

3 会議に付すべき事件

第1 第25号議案 令和7年度(2025年度)八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書の採択について

---

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	柴 田 彩千子
委 員	伊 東 哲
委 員	保 坂 暁 子
委 員	守 屋 香 里

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	松 土 和 広
学校教育部学校施設整備担当部長	八 木 忠 史
教 育 総 務 課 長	長 井 優 治
地 域 教 育 推 進 課 長	高 橋 健 司
学 校 施 設 課 長	武 井 博 英
学 校 給 食 課 長	東 郷 信 一
学 務 課 長	中 野 みどり
教 育 指 導 課 長	古 川 洋一郎
特別支援・情報教育担当課長	遠 藤 徹 也
教 職 員 課 長	櫻 田 俊 二
統 括 指 導 主 事	狩 野 貴 紀
統 括 指 導 主 事	志 村 亮 介
統 括 指 導 主 事	福 島 裕 子
生涯学習スポーツ部長	平 本 博 美
生涯学習スポーツ部スポーツ担当部長	佐 藤 晴 久
日本遺産推進担当課長	塩 澤 宏 幸

生涯学習政策課長	田島裕子
放課後児童支援課長	倉田直子
スポーツ振興課長	吉森研吾
スポーツ施設管理課長	佐取久満
学習支援課長	松井洋一
文化財課長	叶清
こども科学館長	飯塚由則
図書館課長兼八王子市図書館長	堀内栄史
図書館企画調整担当課長	大澤吉隆
図書館分館担当課長	鈴木秀吾
教育指導課指導主事	山崎晃司
教育指導課指導主事	上田隆司
学務課主査	森田晴代
教育指導課課長補佐兼主査	長田智久
教育指導課指導主事	中西祥雄
スポーツ振興課主査	柴崎淳
スポーツ振興課主査	阿部裕也
図書館課主査	元木まみ
教育総務課主査	堀口慎矢
教育総務課主任	寺田美緒
教育総務課主事	手塚早紀
教育総務課会計年度任用職員	羽山あゆ美

八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書選定資料作成委員会

教科用図書選定資料作成委員会委員長	深瀬健志
教科用図書選定資料作成委員会副委員長	福岡大作
小学校・義務教育学校(前期課程)調査部会部長	長田猛
中学校・義務教育学校(後期課程)調査部会副部長	佐野貴宏

【午前9時30分開会】

安間教育長 大変お待たせをいたしました。本日の出席は5名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより令和6年度第5回定例会を開会いたします。

初めに、本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は保坂暁子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本市では、地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。本定例会においても、照明の一部消灯を実施いたしております。

また、職員のクールビズを実施いたしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

本日の議事でございますが、第24号議案は未だ意思形成過程のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

それでは、議事を進行いたします。

安間教育長 日程第1 第20号議案 八王子市奨学審議会委員の解嘱及び委嘱に関する事務処理の報告について、を議題に供します。

本案について、学務課から説明願います。

中野学務課長 それでは、第20号議案八王子市奨学審議会委員の解嘱及び委嘱に関する事務処理の報告について御説明いたします。

詳細につきましては、担当の森田主査から御説明いたします。

森田学務課主査 第20号議案、関連資料を御覧ください。本市では高等学校等に在学し、成績良好で学習意欲があり、かつ経済的理由により修学が困難な生徒に対して奨学金を支給しております。その奨学生の選考や奨学資金支給事業を円滑に運営するため、八王子市奨学審議会を設置しております。

審議会委員の構成は、市議会議員7人、市立中学校長1人、都立高等学校長1人、私立高等学校長1人、商工業関連団体を代表する者2人、市立中学校の生徒の保護

者1人の13人をもって組織しております。

このたび、八王子市奨学審議会の委員でありました、大竹利明氏の議員辞職に伴い、八王子市議会議長より、新たに内田由香利議員の推薦がありました。この通知により、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において、委員の解嘱及び委嘱の事務処理を行いました。

本議案につきましては、同規則第4条第2項の規定により、教育委員会に承認をお願いするものでございます。

議案の裏面及び関連資料を御覧ください。新たに委嘱しました内田由香利議員の任期は、八王子市奨学審議会規則第3条第3項により、前任者の残任期間である令和6年6月27日から令和6年7月31日となります。

既に委嘱している12人の委員については関係資料のとおりです。

御報告は以上です。

安間教育長 只今、学務課からの説明は終わりました。

本案について御質疑、御要望等はございますか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

こちらもよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、お諮りいたします。

只今議題となっております第20号議案については、提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって第20号議案については、そのように承認することにいたしました。

安間教育長 日程第2 第21号議案 八王子市スポーツ推進委員の解嘱に関する事務処理の報告について、を議題に供します。

本案について、スポーツ振興課から説明願います。

吉森スポーツ振興課長 第21号議案八王子市スポーツ推進委員の解囑に関する事務  
処理の報告につきまして、担当のほうから御説明させていただきます。

柴崎スポーツ振興課主査 それでは、御説明いたします。

まず、第21号議案の資料の裏面を御覧ください。八王子市スポーツ推進委員につ  
きましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの任期で委嘱してい  
ますが、大竹利明委員から辞職したいという旨の届出が6月19日付で提出されま  
した。これを受けて、八王子市スポーツ推進委員に関する規則第4条第2項の規定  
に基づき、教育委員会で任期途中の解囑の決定を行う必要がありましたが、直近の  
教育委員会の議案提出が困難であったため、資料表面に記載のとおり、八王子市教  
育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時で代理  
して解囑を決定し、6月25日付で解囑発令しましたので、本日、当規則第4条第  
2項の規定により報告し承認を求めるものです。

なお、今回解囑した委員は、浅川地区総合型地域スポーツクラブから選出されて  
おり、後任の委員は当クラブに委員の推薦について、依頼させていただいていま  
すところでございます。新たな委員の推薦をいただいた際は、改めて教育委員会に委員  
の委嘱について、付議をさせていただきます。

説明は以上です。

安間教育長 只今、スポーツ振興課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑、御要望等はございますか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、御意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

こちらもよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、お諮りをいたします。

只今議題となっております第21号議案については、提案のとおり承認すること  
に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって第21号議案については、そのように承認することにいたしました。

安間教育長 日程第3 第22号議案 八王子市奨学審議会委員の委嘱について、を  
議題に供します。

本案について、学務課から説明願います。

中野学務課長 それでは、第22号議案八王子市奨学審議会委員の委嘱について、御  
説明させていただきます。

詳細につきましては、担当の森田主査から御説明いたします。

森田学務課主査 それでは、御説明いたします。

令和6年7月31日に八王子市奨学審議会委員の任期満了となることから、八王子市奨学審議会規則第2条及び第3条の規定により、令和6年8月1日から委員を委嘱する議案でございます。なお、八王子市奨学審議会の設置及び組織についての説明は、議案20号と同様のため省略させていただきます。

第22号議案及び関連資料を御覧ください。委嘱する委員については、市議会議員から小林秀司氏、内田由香利氏、久保井博美氏、古里幸太郎氏、綿林夕夏氏、浜野正太氏、船木翔平氏の7名が再任となります。市立中学校長から八王子市立横川中学校長の木暮恵一郎氏、新任、都立高等学校長から東京都立八王子北高等学校長の延藤修一氏、新任、私立高等学校長から八王子実践高等学校長の矢野東氏、再任でございます。商工業関連団体を代表する者として株式会社教育ソフトウェア代表取締役社長の神戸涼次氏、西東京生コンクリート株式会社代表取締役社長の矢島秀晃氏の2名とも新任でございます。市内中学校の生徒の保護者からは、八王子市立中学校PTA連合会から推薦をいただきました、小池賢氏が新任でございます。以上13名を委員の候補者としております。

任期につきましては、令和6年8月1日から令和8年7月31日までの2年間となります。

説明は以上です。

安間教育長 只今説明は終わりました。

本案について、御質疑、御要望等はいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、賛否の御意見をいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。  
こちらもよろしゅうござひますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、お諮りをいたします。

只今議題となっております第22号議案については、提案のとおり決定することに御異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　御異議ないものと認めます。

よって第22号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長　日程第4　第23号議案　八王子市図書館条例施行規則の一部を改正する規則設定について、を議題に供します。

本案について、図書館課から説明願ひます。

堀内図書館課長兼八王子市図書館長　それでは、第23号議案八王子市図書館条例施行規則の一部を改正する規則設定につきまして、御説明を申し上げます。

詳細につきましては、担当の元木主査より御説明いたします。

元木図書館課主査　それでは、八王子市図書館条例施行規則の一部を改正する規則設定について、詳細を御説明いたします。

改正の概要、最初の3点は、令和6年10月1日に行う図書館システムの更新に当たっての変更になります。

ア、個人貸出し登録手続を、オンラインで行えるようにいたします。

イ、利用カードの交付を受けるかどうか選んでいただけるようにいたします。

ウ、貸出手段、つまり図書館の利用者カードの代わりとして、S U I C AやP A S M OといったICカード（スマートフォンなどに搭載されたものも含みます）この提示を追加いたします。

次のエですが、こちらは所蔵資料の回転率を上げるために行うものです。利用者が資料を延滞した際には、貸出停止の措置を取っております。現在は1か月の延滞に対し停止しているところ、1週間の延滞で停止に短縮いたします。

また、貸出点数を書籍、雑誌は現在10冊のところ20冊に、DVDなどの視聴覚資料は3点のところ5点に変更いたします。

施行は、更新する図書館システムの稼働日に合わせ、令和6年10月1日といたします。

その他を御覧ください。この規則改正に伴い、「八王子市立図書館資料館外個人貸出しに関する要綱」の貸出手段に関する規定を改正いたします。

また、「八王子市図書館資料の予約及びリクエストに関する要綱」を併せて改正し、予約資料取り置き期間の短縮を行います。貸出冊数の増加、予約資料を待つ期間の短縮により資料の回転率を上げ、利便性向上を図ってまいります。

最後に、周知についてです。利用条件の変更に関しては、実施までにきめ細やかな周知を進めてまいります。なお、オンラインでの登録手続については、現在、図書館を利用していない市民に情報が届くよう、市広報、SNSの利用などで広く周知を図ってまいります。

説明は以上です。

安間教育長 只今、図書館課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑、御要望等はありませんか。

伊東委員 オンライン等々、スピーディーな処理ができて大変結構なことだと思うのですが、貸出期間経過後7日を超えて返却しない時は停止するというお話ですが、7日という期間が少々短いのではないかという感じがするのですけれども。

元木図書館課主査 大抵の方は、期限内に返却いただいている状況でございます。例えば、日付を決めて来館されている方、今日は雨だから次の日曜日にしようというような形で、1週間というのは適切どころかと考えております。

また、本庁舎や病院、市内61の郵便局内などに返却ボックスを設置しまして、この規則の制定時からしますと、返却ポイントを充実させてまいりましたことから御理解いただけるかと思っております。

伊東委員 確かにそのようなことだと思うのですが、例えば、仕事の関係上で1週間ほど遅れてしまったと、そういったことというのは、実は私もそのようなことがあったりして、少し厳しいという、これは私の個人的な感想なのですが、1回やったらもう駄目なのか、2回、3回と、そのように累積したら停止など、そのよ

うなところは、あまり考慮されないということですか。

元木図書館課主査　こちらについては、返却いただければ貸出停止は解くものとなっております。累積は関係ないです。

伊東委員　確認ですが、返せば復活するということですか。分かりました。

保坂委員　今のことと重なるのですが、実際に期限を超えて返却されない率というのはどのくらいあるのかと、実際に返却されない人が何日後ぐらいに返却されているのかで、7日という期限が適切かどうかが決まってくるかと感じましたので、実際に期限を超える人の割合と、期限を超えた場合の返却までの日数が大体何日ぐらいがどのくらいかということが、もし分かっていたら教えていただきたいと思います。

元木図書館課主査　大変申し訳ありません。只今詳細な数字はお持ちしておりません。先ほど申し上げましたとおり、大抵の方は期限内に御返却いただいております、こういった場合も1週間というのが本音のところでございます。

以上です。

安間教育長　ほかにございますか。

守屋委員　御説明ありがとうございます。最近、大量の本を図書館で借りることが少なくなっていたのですが、やはり、昔、10冊借りると結構な重さになって、なかなか本って重いものなので、多かったというイメージがあるのですが、この20冊というのは、やはりリクエストが多くて、増冊数が今回増えるような形になったのでしょうか。やはり2週間あると今度、2週間以内に返却というのが、かなりハードルが、ハードルと言わないのかな、意外と2週間で20冊というのは、人によると思うのですが、簡単に言うと、リクエストが多かったのかどうかだけ、教えていただければと思います。

元木図書館課主査　本の貸出しについては、「さらに冊数を多くしてほしい」という御要望を多くいただいております。また、視聴覚資料についても「3点では少ない」という御意見もいただいていたところです。

返却ポイントが多くなってきたことから、お家の中に10冊、20冊置いておかなくても日常の中で御返却いただけるようになってきたものと思いますので、一度に20冊をお持ち運びいただく必要はなく、また、一度に20冊借りるというわけでもないことは御承知いただければと思います。

守屋委員 ありがとうございます。

安間教育長 図書館課とすると、回転率を高めたいのですね。

ほかに、御質疑はございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、本案について、賛否の御意見をいただきたいと思いをいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 特に御意見はないようでございますので、お諮りをいたします。

只今議題となっております第23号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって第23号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 続いて、協議事項となります。令和7年度（2025年度）八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書の採択について、を議題に供します。

本件について、教育指導課から説明願います。

志村統括指導主事 それでは、令和7年度（2025年度）八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書の採択について、協議をお願いします。

令和6年3月22日決定の令和7年度八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書採択要綱に基づき、使用教科用図書選定資料作成委員会を設置し、その下に小学校・義務教育学校前期課程及び中学校・義務教育学校後期課程調査部会を設置し、研究を進めてまいりました。

今回採択を行う種目は、小学校において、国語、書写、算数、理科、生活、図画工作、道徳の7種目に、生活単元、いわゆる児童の具体的な生活に関する学習を加えています。

中学校は、国語、書写、社会、数学、理科、音楽、保健体育、技術(職業)・家庭、外国語英語、道徳の10種目です。

よろしく願いいたします。

安間教育長     それでは、特別支援学級の教科用図書選定資料作成委員会委員長から報告をお願いします。

深瀬教科用図書選定資料作成委員会委員長     令和7年度八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級教科用図書選定資料作成委員会委員長を務めました、檜原中学校校長、深瀬健志です。

本年度4月から6月にかけて、教科用図書選定資料を作成するに当たり、特別支援学級設置校の校長及び副校長の代表、都立八王子西特別支援学校の特別支援コーディネーター、小学校PTA連合会の代表、中学校PTA連合会の代表で構成する資料作成委員会を設置し、特別支援学級設置校から推薦された教員で構成する小・中学校ごとの校種別調査部会に調査、研究を依頼しました。

初めに、調査部会において各学校に在籍する児童・生徒の実態を踏まえ、教科用図書として使用したい一般図書の報告をまとめました。

次に、資料作成委員会は、調査部会から報告を受けた一般図書について、1内容、2全体の構成や各項目の配列、表記、表現、製本の仕方や耐久性、3児童・生徒の特性及び必要性等を確認し、協議を重ねてまいりました。特に、3児童・生徒の特性及び必要性については、児童・生徒一人ひとりの特性に適した選択になっているか、記述内容と一般図書の内容が整合しているか、確認を丁寧に行いました。

この後、配付した調査研究報告書について、小学校・中学校、それぞれから説明させていただきます。

資料作成委員会の報告については以上です。

安間教育長     只今、教科用図書選定資料作成委員会からの報告は終わりました。

それでは、ここから、小学校・義務教育学校(前期課程)の調査研究報告書、さらには中学校という順番で御説明をいただきたいと思います。

福岡教科用図書選定資料作成委員会副委員長     それでは、小学校・義務教育学校(前期課程)の調査報告書について、説明いたします。

初めに、国語については8冊の図書の採択を供しております。平仮名、片仮名、

漢字を個の特性に応じた量、段階を経て学べるように、あるいは前年度までの学習のさらなる習熟を図ることを目指して、系統立ったものを選択しています。また、視覚的な効果を重視して、挿絵や文字の大きさに留意したものを選択しています。

次に、書写については、5冊の図書の採択を希望しております。興味を掻き立てたり、絵を見ながら文字を覚えられたりするといった視覚的につながるものがあります。また、カード形式になっているものは、文字を焦点化させて1文字1文字を着実に習得させることを狙いとし、書字が困難な児童や字形や筆順を捉えにくい児童の特性に適した図書を選択しています。

算数は、9冊の図書の採択を希望しております。前年度までの学習を生かし、発展的に学べるもの、生活経験と結びつけて考えられるよう、身近な生活場面を視覚的に捉えやすくしているものがあります。また、抽象的な概念の理解が難しい児童は、半具体物の操作によって考えられるようになっているものを選択しています。

理科は、2冊の図書の採択を希望しております。視覚的な情報による理解を促す工夫がされているもの、これまでに当該児童に給与された検定本を組み合わせ使用しながら、興味関心の対象が限定的になっている児童が継続的に学習を進められるものを選択しております。

生活は、1冊の図書の採択を希望しております。文字を読んで理解することが苦手な児童にとって、写真やイラストによる視覚的な理解のしやすさを狙っているものです。校内外での体験的な学習と結びつけて、継続的に学ぶことができるようになっています。

図画工作は、3冊の図書の採択を希望しております。画材や道具の使い方が段階を経て付刻してあります。取組始めが苦手な児童にとって、創作、造形に対する意欲を高めながら学習を進めることができるようになっています。

特別の教科、道徳は、1冊の図書の採択を希望しております。文章を読んで理解することが苦手な児童にとって、検定本だけでは登場人物の心情や状況を踏まえて考えることが難しいため、本書を給与し、これまでに当該児童に給与された検定本を組み合わせることで、自分や周りのことを具体的に考えることにつなげます。また、東京都道徳教育教材集、文部科学省が出している道徳の教材集も活用しながら年間指導計画に位置づけて指導していきます。

生活単元アスタリスクのついている生活は、18冊の図書の採択を希望しております。季節の変化を捉えること、生活の中で身につけることが苦手な児童にとって、生活様式や栽培活動、自然と季節を結びつけて1年間を通して考えられるもの、社会生活を営む上で必要となるルールやマナー、コミュニケーションの取り方が分かりやすく学べるものの推薦があります。自立や社会への参画につながると考えています。

小学校・義務教育学校(前期課程)の調査研究報告書の説明は以上でございます。

安間教育長　　只今、小学校・義務教育学校(前期課程)の調査研究報告書の説明が終わりました。

それでは、続きまして、中学校・義務教育学校(後期課程)の調査研究報告書について、御説明願います。

深瀬教科用図書選定資料作成委員会委員長　　私からは、中学校・義務教育学校(後期課程)の調査研究報告書について、説明させていただきます。

国語については、4冊の図書の採択を希望しております。特徴としては、日常生活に必要な知識の習得を中心としたものとなっています。文章理解が苦手な生徒に対し、挿絵や写真が豊富でイメージしやすいものになっています。また、文字に大きくルビがあることで、読み書きなどに不安のある生徒にとって取り組みやすいものになっています。

書写については、4冊の図書の採択を希望しております。特徴としては、漢字の成り立ちや書き順を扱ったものが中心です。漢字の習得が進まない生徒にとって、クイズ感覚で学習することができ、楽しみながら苦手意識の低減を図れるものになっています。

社会については、2冊の図書の採択を希望しております。特徴としては、政治、経済、地理、歴史の内容について、社会生活を営む上で必要な項目を重点的に取り上げたものになっています。生活経験が少なく、社会への興味関心が持てない生徒にとって、学ぶ要点を厳選した基礎的な内容が多く、社会で生き抜くために必要な知識が出やすくなっています。また、ルビがあることで、漢字の習得が進まない生徒にとって学びやすいものになっています。

数学については、3冊の図書の採択を希望しております。特徴としては、身近な

生活の中で数学的な知識を活用できるものになっています。計算が苦手な生徒や、時間、単位などの数学的な概念が混乱しやすい生徒にとって、買物など、実生活を取り上げた内容なので、イメージしやすいものとなっています。また、ルビやイラストを使い丁寧に説明されていて、視覚的にも理解しやすいものになっています。

理科については、3冊の図書の採択を希望しております。特徴としては、身近な暮らしに関連させて、学習内容を説明しているものになっています。抽象的な概念を理解することが苦手な生徒や、イメージを持つことが難しい生徒にとって、イラストを多く取り入れ、実生活に関連させたものとなっています。また、ルビがあり、視覚的にも興味を持ちやすいものになっています。

音楽については、3冊の図書の採択を希望しております。特徴としては、歌うことに親しみが持てるよう、工夫されているものになっています。文字の読み取りが苦手な生徒やイメージを持つことが難しい生徒にとって、イラストが多く取り入れてあり、興味を持ちやすく、曲の内容をイメージしやすくしたものになっています。

保健体育については、3冊の図書の採択を希望しております。特徴としては、イラストを多く取り入れることで、人の体の仕組みについての理解や運動の仕組みの理解が分かりやすくできるよう工夫されているものになっています。文字での理解が苦手な生徒にとって、親しみやすく理解しやすいものとなっています。

技術(職業)・家庭については、6冊の図書の採択を希望しております。特徴としては、衣食住の関心を高めるものになっています。手順を覚えることが苦手な生徒、社会生活のイメージを持つことが難しい生徒にとって、イラストや写真を多く取り入れることで親しみをもちやすく、必要性を理解しやすくしたものになっています。

外国語については、5冊の図書の採択を希望しております。特徴としては、基礎を学ぶものや体験的な学習ができるものになっています。英語学習の定着に時間を要する生徒に対し、イラストや写真を多く取り入れることで、親しみやすくしたり、カードを使用することで、繰り返し学習ができたりするものとなっています。英語に対する抵抗感を取り除く要素が多く含まれています。

最後に、特別の教科、道徳についてですが、3冊の図書の採択を希望しております。特徴としては、年間指導計画の作成に当たり、各校が指導の重点とした内容になっています。自分の言葉を伝えることが苦手な生徒や他者の気持ちの理解に課題



のある生徒にとって、分かりやすい言葉とイラストを通して、具体的な場面をイメージできるよう工夫されています。また、日々の学校生活で有効に活用できるものが多く含まれています。

以上で、中学校・義務教育学校(後期課程)調査研究報告書の説明を終わります。

安間教育長 只今、中学校・義務教育学校(後期課程)の調査研究報告書の説明が終わりました。

以上で、小学校・中学校及び義務教育学校、それぞれの調査研究報告書の説明が終わりました。

それでは、ここから質疑に移りたいと思いますが、まず、私から基本的なことを確認させてください。

一般図書を使うことに関して、もちろん専門職である教員が指導、助言をしたり、どのような候補があるのかを調べたりはされたのでしょうかけれども、当該の子ども、そして、その保護者、その意見を聞いて決められていると理解してよろしいですか。

深瀬教科用図書選定資料作成委員会委員長 中学校について、年度当初の保護者会や個別面談の際に、教科書の使用方法や学習の仕方について、丁寧に保護者の方に説明する機会を設けております。保護者からの声としましては、「中学校を卒業した際、社会で生きる上で必要となる数量や文章の理解、それについての知識を身につけさせたい」という願いに比重が置かれている傾向があります。

よって、これらの点から、一般図書の教科書としての扱いについては、保護者の方から御理解を得ていると考えております。

安間教育長 毎年、言っている話なのですが、全体に対する説明ではなくて、これは完全に個別な話なのだから、その親御さん、そのお子さんとのやり取りが必要なのではないですかね。それは行われているのですか。

志村統括指導主事 まさに教育長のおっしゃるとおりで、その親御さんとの面談の中で、子どもが使いたい教科書を選択できるように聞き取りを行っております。

安間教育長 そうすると1つ疑問なのですが、どのように行っているのかを教えてください。今年採択したものは来年使うのですよね。今在籍している子であればコミュニケーションが取りやすいと思いますが、まずは来年中学1年生に上がる子に対して、今は小学校6年生の段階ですね。個別の対応はしているのですか。

志村統括指導主事 本市では、小中一貫教育グループで一貫教育を合同、一体的に進めておりますので、まずは小中一貫教育の日の教員の情報交換、そこから必要に応じて保護者と連携を取りながら面談等を行っているという報告を受けております。

安間教育長 とすると、もう1つ疑問。来年度の小学1年生はどうするのですか。

志村統括指導主事 来年度の小学校新1年生におきましては、こちらは保幼小連携の日を使って、小学校の教員同士の、まず情報交換を行っております。その中で、必要に応じて保護者との面談、なかなか面談も厳しい場合には保育園の先生からの聞き取り等を行った上で教科書の採択に臨んでおります。

安間教育長 最後に、数めの話で教えてもらいたいのですが、とはいえ子どもや保護者の意向で、一般図書ではなく検定本を使いたいという、実際に検定本を使うことになる子どもは何人ぐらいいますか。

志村統括指導主事 小学校においては230名、中学校においては4名という報告が上がっております。

安間教育長 母数は。

志村統括指導主事 小学校の特別支援学級在籍児童においては627名、そのうち230名、中学校においては在籍生徒数362名に対し4名となっております。

安間教育長 分かりました。

それでは、各委員から、まずは、この委員会に対する御質疑をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。小学校と中学校に1つずつ、御質問をしたいのですが、小学校のほうからですが、小学校の御説明を伺っております。この市販本を採択する数が多い教科と採択する数が少ない教科があったような気がします。特に理科、生活科、道徳については、あまり市販本の採択が多くないということですが、これは一体なぜなのか。例えば、考え方として、その教科についてはあまり授業で取り扱わないから要らないということなのか、あるいは先ほど志村統括指導主事から御説明があったように、検定本で大体できるから市販本が要らないのか、あるいは別の理由なのかということが教えていただきたい内容です。

中学校のほうですけれども、道徳について、これは昨年私、御質問をさせていただいたのですが、こちらに採択されている本の書名が「学校では教えてくれない

大切なこと」という、副題が、友だちとの人間関係や、気持ちの伝え方、考え方のちがいというような内容になっているのですけれども、これが果たして道德と言えるのかどうなのか。私はどちらかというと、特別活動の内容に近いのではないかと。道德というのは、価値に対する学びであって、人が人としてよりよい生き方をしていく上で大切な価値について考える時間、特別支援学級の生徒においてもそういった時間が必要ではないかと、私は思っているところです。なぜ、こういった本の採択が必要なのかということについて、教えていただければと思います。

以上2点です。よろしく申し上げます。

長田小学校・義務教育学校(前期課程)調査部会部長 小学校について、述べさせていただきます。

小学校の学習については、特別支援学級知的的教育課程編成では、通常学級の学習指導要領とともに、特別支援学校の学習指導要領を参考にして進めております。その上で、こうした概念的スキルの混乱性、例えば、言語理解や言語表示、また、識字、書字などに不安を持っているお子さんがいらっしゃることもあります。

また、先ほどの道德、理科等の教科についても、特別支援学校の指導カリキュラムにも抽象的な内容の指導よりも、実際的な生活場面の中で具体的に思考や判断、それができる指導を怠っていたというご指摘もあります。そうした先ほどの教科の中でも道德等についても、様々な教科で、学年が上がるにつれて読書量も増えていく傾向もあり、また、識字や情景のイメージが沸き、心情の理解が困難な児童にとって、登場人物、また文章量を増やしたり、イメージをしやすくするような効果を考え、当学校に本を配っています。

以上です。

深瀬教科用図書選定資料作成委員会委員長 中学校の道德についてですが、まず、特別支援学級のほうでは、身近なことができないという場面が非常に多いので、身近なことをできるようにする、身近なことがなぜこのようなルールが必要なのか、そういったことを理解するところから始めている学校が多いようです。それを踏まえて、道德的な価値について考えていく、そのように考えています。通常学級で使っている道德の本は、文字が非常に多く、それを読んで理解することが非常に難しい生徒さんが多いので、このように一般図書を採択している状況にあります。

以上です。

志村統括指導主事 追加といたしまして、先ほど小学校のほうでも説明したのですが、中学校も同様に都の教材資料集、国のほうの資料等も合わせまして、道徳の授業は行っております。

以上です。

伊東委員 道徳についてなのですが、たとえ、そうであったとしても、特別支援学級の児童や生徒に対して、概念的な理解はなかなか難しいのかもしれませんが、人が人として生きていく上で大切な価値についての理解を、教科書はどうしても良いですけども、道徳についてはしっかりと学ぶ時間にしていく必要があると。ですので、ルールや決まりなど、そういったことについて学ぶ時間も必要かもしれませんが、やはり道徳には道徳の時間の意味や価値があるわけなので、そこを極力、指導できる時間にしていただきたいというのが、これは私だけではなくて、保護者の方々の願いでもあるのではないかと思うのが1つ。

それから、小学校の、先ほど私が御質問させていただいたのは、教科によって採択する数の量的比較の問題で、これはなぜなのかというような御質問でしたので、御答弁いただいた内容については、私は理解がよくできませんでした。

以上です。

長田小学校・義務教育学校(前期課程)調査部会部長 大変失礼いたしました。

教科によつての採択の希望の違いでございますが、例えば、理科等については、図書として図鑑を使用しているところがあるということで、この当該校にも各教科によつて、確認を詳しく行いました。その結果、例えば、理科ですと、当該児童は興味関心に関心が限定しており、言葉や文章の理解が難しい状況にあるというところを、どこかで理科についてはやはり図鑑を使った活用、興味関心をひきましたところをしっかりと進めていながら形動の学習を行っていきたく、そうした教科の特性と個人の興味関心を発達段階で生かして、この図書が一番いいのではないかとというような、教科個別の判断をさせていただいております。

先ほどの、道徳の指導においては、主として自分自身に関する事、他の人との関わりに関する事、自然や数項のものに関わり関すること、集団と社会の中に関わり関すること、そのようなことについて、全学校で全体として行うと規定されて

おりますので、学校の中でも一人ひとり、全学年で挨拶などを重視しながらも、4つの領域について、道徳の内容として扱う内容については、バランスよく育んでいくために、こういった資料とともに、様々な教材等を用いながら、また、東京都や国の資料を併用しながら進めていきたいということがあります。

大変分かりにくい説明で失礼いたしました。以上になります。

保坂委員　　あまりにも基本的なことで申し訳ないですけれども、特別支援教育教科書調査研究資料というのは、どれのことでしょうか。

志村統括指導主事　　調査部会のほうの先生方で調査をし、それを資料作成委員会のほうでまとめたという資料になっております。

以上です。

保坂委員　　調査部会がまとめた資料ではないものは、どのような資料でしょうか。

志村統括指導主事　　各学校で子どもや保護者からいただいた意見を、まず調査部会で全て上げています。それから、資料作成委員会のほうでは、この本は本当に適しているのか、その子の特性に応じたものになっているのか等を確認した上で、教育委員会定例会で確認をさせていただいているものでございます。

以上です。

保坂委員　　そうしますと、これは特別支援教育教科書調査研究資料ではない扱いになっているものは、調査研究のところでは、適してないと判断されたものという解釈でよろしいですか。

志村統括指導主事　　ここに上がっているものについては、全て適しているのではないかとということでお諮りいただいているところです。

以上です。

保坂委員　　そうすると、特別支援教育教科書調査研究資料というのは、先ほど伺ったら、それは、この検討委員会で適していると判断したものという話だったので、適しているものと判断されなかったのか、それとも、ここで検討されなかった資料ということでしょうか。

志村統括指導主事　　今、保坂委員が言っているとおりで、今、そこでは適している、今回、適しているかどうかを判断いただきたいという形になります。

保坂委員　　理解できないですけれども、この特別支援教育教科書教材研究資料とい

うのは、今回ではなくて、以前からそのような資料があるという意味ですか。それは、「否」で、次の「適」になっているのは、これは入っていないけれども、今回検討して、個別のお子さんには、児童・生徒にはこちらが適していると判断をされたということのようなのですけれども、この特別支援教育教科書調査研究資料というのが、いま一つ理解できないですけれども。

志村統括指導主事 検定教科書ではないので、今出てきているものは、それとしては使えないのですけれども、今回、一般図書として一番右側のところで、ぜひお願いしたいといったようなところになるかと思いますが、お願いします。

保坂委員 要するに、右の2つが両方「適」「適」というのと、「否」「適」というのがあるので、「否」「適」になっているのはどういうものかということが知りたいです。検定教科書ではないのは十分分かっています。

志村統括指導主事 大変失礼いたしました。特別支援教育教科書調査研究資料というものがございまして、その中で適している、適していないといったところの判断が出ているのですけれども、書写に関しましては、この「適」については、まだ、こちら出ていないところ、この後になりますので、この一番右の「適」これについては、調査研究資料、こちらの適か適ではないかといったところになります。

保坂委員 あとでゆっくり教えてください。ありがとうございました。

安間教育長 つまり、保坂委員が心配しているのは、子どもたちに接している学校の先生がこの子にはこれがふさわしいのではないかと考えているものが不適になる場合があるのですか。だとすると、一番よくその子どもを知っていて、本人たちもこれを希望しているのに、それが使われないのは、いかがなものかと思えますけれども、どうですか。

志村統括指導主事 そのとおりでございます。

安間教育長 いや、そのような心配があるのだけれども、どうですかと聞いています。

志村統括指導主事 心配はございますが、採択されればしっかりと使えるものとなって、心配のところはございません。

安間教育長 ほかに御質疑ございますか。

柴田委員 2点ほど質問をさせていただきたいのですが、こちらの資料の内容につきましては、個別に児童や生徒の様子をよく知っておられる先生方や保護者の方が選

んだものですので、特に内容には異存はございません。

2点お伺いしたいものの1点目は、こうして精選された一般図書についてなのですが、このリストは、保護者の方の手元には行くのでしょうか。というのは、各教科で1冊ずつ、この中からお子さんに適した本が提供されると思うのですが、そのほかのものを、例えば、家庭学習で参考にして図書館で借りたり、購入したりということをお考えの保護者の方もいらっしゃると思うので、とても参考になると思いますので、その辺りどうなのかと思ひまして、質問させていただきます。

それから2点目につきましては、中学校の英語についてなのですが、英語になかなか慣れ親しむのが難しいというような、先ほど御説明を受けまして、小学校で英語がないのですが、小学校で、例えば、アルファベットになじむことや、音に、ヒアリングなどでなじむというような、そのような教材は、御用意できないのかどうかということについて伺いたしたいと思います。

志村統括指導主事 御質問ありがとうございます。1点目に関しましては、全てを出しているわけではありませんが、学校のほうから個別に何冊かといったものもございまして、逆に保護者のほうから提供いただいているところもございまして、今後、出せる資料については、保護者に提供という形で、家庭学習等でも使ってもらえるようにしていきたいと思ひます。

深瀬教科用図書選定資料作成委員会委員長 英語につきましては、もちろん小学校でやっておりますので、この採択の中にも小学校で使える、タイトルに小学校英語と入っているものもあるのですけれども、この辺も利用をしています。

それから、特別支援学校の先生から、英語のカードというものをあちらでも「教科書の代わりとして使っているよ、それは教育効果が高い」という紹介をされたので、その辺りを活用しながら、それと、個人個人の特性に合わせながら指導しているところです。

以上です。

柴田委員 回答をありがとうございました。例えば、小学校で英語の項目を増やすと、その分、1冊多く保護者の方に無償で提供できるということではないのでしょうか。

志村統括指導主事 小学校の外国語の英語につきましても、保護者からの要望、児童が使いたいということであれば、一般図書として採択することは可能です。

安間教育長　　ということは、逆に言うと、検定本をやっているということですか。

志村統括指導主事　　令和7年は検定本で行います。

安間教育長　　質問をちゃんと聞いて、端的に答えたほうが良いですよ。

柴田委員　　分かりました。

安間教育長　　ありがとうございました。

それと、1点目のほうは毎年言われていることでしょうか。たしか、私自身も3、4年前に話しましたよ。これ、ものすごく参考になるから、保護者に、今回はもう配られるものかもしれないけれども、そうではなくて、我が子に勉強させたいという保護者からしたらものすごく有益な資料になるから、ぜひ配ってほしい。

ほかに御質疑はございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　それでは、ここから協議に入りたいと思いますので、まず、原案に対して賛否の立場を明らかにしていただいた上で、今後の要望等もございましたら、この中でお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

伊東委員　　賛否につきましては、先ほど柴田委員がお話ししたように、先生方が保護者の御希望も考慮に入れて、これを選ばれているということですから、これについて今御説明があったとおり、私としては良いのではないかと考えています。

要望ですけれども、いくつかの学校に特別支援の教科書に関することでお伺いさせていただきましたが、私がお伺いした学校ではこのような市販本を使わずに検定本を使って御指導をされているというお話でした。そのようなやり方もあるということをお伺いますと、学年を下げた教科書を使って指導をするなど、色々な工夫をしながら、色々な形の指導の在り方を工夫することによって、市販本を使うことがいけないということではないですけれども、子どもたちが通常学級の子どもたちと同じように検定本を使って学びをすることはできるという実態もあるようですから、そういった教材の在り方として、どの教科書を使ったら良いのかということも含めて、特別支援学級における授業改善との関係で、この特別支援学級の教科書採択というものについて、御検討いただいたら良いのではないかと考えております。

以上です。



安間教育長　ほかに御意見はございますか。

それでは、私のほうからも意見を述べさせていただきます。

これも、先ほど柴田委員がおっしゃったとおり、冒頭にお話ししたように、子どもも「これが」と言って、親御さんもそれで良いと言って、専門家の教員もこれが最適だろうと言っているものに異論があるわけではないので、原案はこのまま採択だと思いますが、ただ、あまりにも毎年同じ質問を受けて、毎年違う説明をしているというのは、とても違和感を感じます。

道徳の話については、ここ4、5年言われている話でしょう。その年によって、副読本を使ったりしてやっていますという説明を試みたり、説明が変わっている。今年これで採択について、私は賛成しますけれども、来年度に向けて抜本的に、いろんな質問に関する正式な答え、もしくは改善するなどね、以前あった「泣いた赤鬼」を買って、それで道徳はもう全て終わりですというのは、やはりどう考えたって、伊東先生もおっしゃったようにおかしいでしょう。全ての価値に触れていないのだから。だとするならば、小学校ならば、小学校の下学年の道徳の教科書だったら、これは網羅されているではないですか。なおかつ、これ、あえて怖いので質問しなかったのだけれども、下の学年の教科書を使う時に、カバーをつけるなり何なりの配慮をしてくださいねって言ったのを覚えていますか。それはやってきているのですか、というように、一步一步ずつ先に進めていってほしい。

ぜひ、こういった毎年出ているような話というのを踏まえて、やり方そのものを変える、選定作業を変える、そういうことをしてほしいと。もう来年同じような質問が絶対に出ないようにだけしてほしいということを強く、強く要望いたしまして、私は賛成といたします。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、御意見も出尽くしたようでございますので、以上の結果をもとに、小学校・中学校及び義務教育学校における特別支援学級の教科用図書として使用する一般図書について、教科用図書選定資料作成委員会から出されました資料の原案にあるもの、特に反対であるという強い御意見もなかったもので、教育委員の一同として、この原案を推したいと思います。

安間教育長 以上で協議が終了いたしました。

後ほど議案として議決をさせていただきます。事務局は議案書を作成して、追加議事日程として提出をしてください。

それでは、ここで暫時休憩をいたしたいと思います。再開は10時45分とさせていただきます。それでは、しばし休憩をいただきます。また、事務局のほう、作業をお願いします。

【午前10時33分休憩】

【午前10時45分再開】

安間教育長 それでは、引き続き再開をいたします。

安間教育長 事務局の準備も整ったようでございますので、追加議事日程、第25号議案 令和7年度(2025年度)八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書の採択について、を議題に供します。

本案について、教育指導課から説明願います。

志村統括指導主事 冒頭、先ほど保坂委員から御質問をいただきました特別支援教育教科書調査研究資料の選択した一般図書とは何かという御質問ですが、先ほど回答できず申し訳ございません。こちらにつきましては、東京都教育委員会が出された調査研究資料ということになります。よろしく願いいたします。

それでは、改めまして、第25号議案令和7年度(2025年度)八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書の採択についてでございます。

令和7年度八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科書の採択については一覧表のとおりでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

安間教育長 只今、教育指導課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑はございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、改めて、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。

只今議題となっております第25号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって第25号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 続いて、協議事項となります。

八王子市の部活動改革における取組について、を議題に供します。

本件について、教育指導課・生涯学習政策課・スポーツ振興課から説明願います。

福島統括指導主事 それでは、八王子市の部活動改革における取組について、担当から説明をいたします。

中西教育指導課指導主事 本市の部活動改革について、既に教育定例会や総合教育会議等で御報告させていただいておりますが、本取組を教育委員会ではなく八王子市の施策として決定していくに当たり、いま一度、教育委員の皆様はその内容について、御意見をいただきたく、本日、協議事項として上程いたしました。

それでは、内容について、別紙を御覧ください。本市の部活動改革について、背景・目的、全体像及び詳細な取組、今後の予定という順で御報告いたします。

まず、部活動改革についてです。国が示す学校部活動の地域連携・地域移行のことを本市では部活動改革と呼んでおり、人口減少や少子化が進む中であっても、子どもたちが充実した放課後や休日を過ごせるよう、「持続可能な部活動」と「地域団体の多様な活動」を組み合わせ、地域全体で幅広く子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境づくりを推進することを目指しています。

続いて、部活動改革の背景と目的についてです。主に、こちらに記載したものが背景として上げられ、これまでどおりの学校部活動の維持継続が難しくなっています。そこで、子どもたちの活動機会を確保し、子どもたちが生涯にわたりスポーツ

や文化芸術活動に親しめるようにすること、また、教員の働き方改革を推進することを目的に、八王子市の部活動改革を令和6年度から段階的に実施していきます。

八王子市の部活動改革の全体像がこちらのスライドになります。学校部活動の再編と、地域と連携した活動の2つで構成されており、学校教育部と生涯学習スポーツ部が連携し、取組を進めております。

まず、学校部活動の再編に向けた4つの取組について、御説明いたします。

1つ目が、4つのカテゴリーの部活動の設置です。現在、学校にある部活動を、運動系ゆるやかに親しむ部、運動系トレーニング部、文化系趣味的教養部、文化系技を極める部の4つのカテゴリーに位置づけ、年度ごとに段階的に再編していきます。これらの部活動は、教員の勤務時間内で活動し、顧問も複数名でローテーションで行うなど、教員の負担を軽減する形で実施します。

2つ目は、特色ある部活動の設置です。この学校といえはこの部活動というような特色ある部活動を複数設定します。特色ある部活動は、令和6年度7月に、各小中一貫教育グループ内で小学校5年生から中学校3年生にアンケートを実施し、その結果を参考にして決定します。令和8年度を目途に、特色ある部活動は各学校2つ程度設定する予定です。

3つ目は、各学校で広域部活動の実施を検討します。ほかの学校の生徒と一緒に練習をしたり、大会に出場したりする広域部活動を実施するかどうかを学校の状況に応じて検討します。

4つ目は、募集を停止する部活動の設定です。部員数や指導者がいるかなどの状況を踏まえ、持続可能な部活動数になるように募集を停止する部活動を設定します。

以上が学校部活動を再編するための取組になります。

阿部スポーツ振興課主査 続いて、ここから地域と連携した活動について、スポーツ振興課より御説明させていただきます。

地域と連携した活動は、国のガイドラインに基づき実施をしております。国が示す地域のクラブ活動のキーワードは、こちらのスライドを御覧ください。

また、東京都のガイドラインに基づき、地域スポーツレクリエーション、文化団体や学校関係者を委員とする部活動検討会を実施しております。令和5年度には3回実施し、今年度につきましては、来週7月11日に第1回目を開催する予定です。

続いて、こちらのスライドを御覧ください。

本市には数多くのスポーツ、文化団体が存在し、多種多様な活動を行っております。こうした本市の資源を最大限活用するため、各団体に対し、中学生の受入れの可否等について調査を行い、子どもたちが参加できる地域活動情報として情報を収集し、市のホームページで公開しております。本取組を推進することにより、子どもたちにとって、卒業等、学校の切れ目で途切れることなく活動を続けられるとともに、自分の学校以外の生徒や多様な世代との交流により、人間関係や居場所が広がること、部活動にはない種目や複数の活動の体験が選択できることなど、様々なメリットがあると考えております。今後も子どもたちの活動の選択肢を増やせるよう、各団体に働きかけていく予定です。

続いて、今後の課題についてです。本事業に取り組む中で、体制、情報、啓発といった大きく3つの課題が見えてきました。

体制については、学校施設を含め活動場所の確保、また、指導者、団体の質の維持などへの検討と対応が必要ということ。

情報については、地域の活動情報の収集、更新、発信等を効果的な方法の検討が必要ということ。

啓発については、部活動改革の意見や取組を生徒・保護者、地域の団体、双方に対してどのように浸透させていくかということです。

いずれの課題につきましても、関係所管や学校、地域団体等と連携して進めたいと考えております。

最後に今後の取組についてです。学校部活動の再編の推進として、児童・生徒に向けたアンケートを小学校第5学年から中学校第3学年を対象に実施し、自分が在籍する、あるいは進学する中学校において、特色ある部活動としてどのような部活動を設置してほしいかや、現在どのような地域の活動に参加しているか、どのような地域の活動があったらよいと思うかというような、ニーズを把握してまいります。

なお、児童・生徒が地域の活動に参加している場合は、内容を通知表に掲載することで児童・生徒の頑張りを記録に残し、評価するよう学校に依頼しております。

そのほかの取組としては、各学校における部活動改革の先進的な取組を教職員や児童・生徒、保護者へニュースレターのような形で情報発信し、部活動改革の推進

に向けた普及啓発を図ってまいります。

また、地域団体の多様な活動の充実と今後の取組として、出前講座や体験会の実施に向けた準備、各学校利用団体に対する調査、教育委員会内で連携し八王子市の部活動改革に係るガイドラインの作成、市ホームページのイベントカレンダーを活用した情報提供など、子どもたちや保護者が地域の活動を知り、より身近なものとして安心して参加できるきっかけ作りにつながるよう、各取組を進めてまいります。

説明は以上となります。

安間教育長 只今説明は終わりました。

それでは、まず、本件についての御質疑をいただきたいと思います。御質問はございますか。

柴田委員 御説明ありがとうございました。非常に良い取組で、3つの部署が連携し、壮大な計画を作られたということで、他市にはない特色的な取組だと思います。

2点質問させていただきたいのですが、広域部活動についてですが、こちらを実施するに当たって、拠点校となる学校への移動手段について、どのように対策されるのかを伺いたいです。

もう1つは、児童・生徒を対象としたアンケート調査については、どのような形で、いつ頃実施されるのかについて、お伺いしたいと思います。

中西教育指導課指導主事 まず、1点目の広域部活動の拠点校への移動方法でございます。移動方法としては、生徒・児童が引率なしで移動する、そして方法としては、徒歩や公共交通機関での移動や保護者の送迎、これを想定しております。

2つ目の児童・生徒に対するアンケートについてです。実施は、7月中に全市立小・中・義務教育学校で実施を依頼しております。内容としましては、中学校グループごとに行うのですが、その中学校に特色ある部活動としてどのようなものを設定してもらいたいのか、あるいは今後、地域の活動としてどのようなものが増えてほしいのか、このような内容について質問する予定でございます。

以上です。

柴田委員 御回答をありがとうございました。広域部活動の移動についてですが、引率なしで生徒が放課後に移動をするということですが、やはりバラバラに移動することになったり、それから、色々事故やトラブルなどということも心配です。ま

た、保護者の方が付添いで移動をするということですが、例えば、このようなトピックスについて、学運協で取り上げる際に、引率のボランティアの方を、保護者あるいは学校支援を行ってくださっている地域学校協働活動などで協力して下さっている住民の方など、そのような方に呼びかけたり、学校ぐるみでこういった活動も計画化していったら良いのではないかと思いました。

ありがとうございました。

安間教育長 ほかには御説明に対する御質問はありますか。

伊東委員 私、大変良い取組だということは重々分かっている上で、御質問をさせていただければと思いますが、中学校の部活はもう基本的には教員の人事異動との関連があって、その人事異動の中には、部活動を念頭に入れた異動というのは特に行われていないのではないかとというようなことを考えて、八王子市の場合はよく分かりませんが、経験上でお話ししているのですけれども、そういった中で、6ページ以降にある取組の1から4までの内容について、例えば、取組2のように、特色のある部活動を設置する場合、その部活動を担当できる人がいる間は良いのでしょうか、いなくなってしまう後に、その特色ある部活動は継続して、その学校に設置できるのかどうなのかということが、心配だというのが1点。

それから、取組4の募集を停止する部活動の設定というのがあるのですけれども、異動の関係で、募集を停止した部活でありながら、その停止した部活を十分担当できる教員が異動してきた場合、開設はできるというような場合、この場合には既に募集を、その部活はもうやらないと決めているから、その学校ではもうやらないという形になるのか、そういった非常に枝葉末節な御質問で申し訳ないですけれども、その辺りについて、どのようにお考えになっているのか。

この取組に賛成をしているのですけれども、その上で少々危惧しているところがいくつかあるものですから、御質問をさせていただきました。

以上です。

中西教育指導課指導主事 おっしゃるとおりでございます。その部分については事務局としても、あるいは学校からも様々な心配の声が上がっているところです。

その上でですが、やはり指導者の確保という点においては、地域の人材をいかに関わっていただくのか、連携をしていくのかというところで、教員以外の部分の指導

者の確保が必要になってくるかと思えます。

また、部活動の設置計画ですが、一度設定したからには未来永劫続けていかないといけないというわけではなく、やはり教員の人事異動等も踏まえながら弾力的に計画を考えることも場合によっては必要になってくるかと考えております。

以上です。

福島統括指導主事 2点目の質問についてですが、持続可能な中で学校も考えていかなければいけないと思っているのですが、今回の改革につきましては、今、当座、校長が考える向こう5年はこれをお願いをしています。ですので、学校が一度決めた特色ある部活動や停止を決めた部活動につきましては、そのように校長会等で説明をしています。

伊東委員 もし、そのようなことであると、それ以上は聞きませんけれども、最終的に本市が取り組もうとしている部活動改革というのは、色々な暫定的、経過措置的な取組は先ほど来から出ている取組1から4であるとして、最終的に本市が取り組もうとしているのは、やはり10ページにある地域と連携した活動という、これが究極の完成形にしていくということで、究極はこれ、そして暫定的な取組が、取組1から4を同時に、並行的に行っていくというように考えていけば良いのかどうか、その辺りについては余計なことかどうか分かりませんが、私も確認といたしますか、ここで共有できればさせていただきたいと思えます。

以上です。

福島統括指導主事 伊東委員のおっしゃるとおりでございます。基本的には子どもたちが、例えば、サッカーや野球をやりたいといった時に、これまでであれば学校の部活動という選択が多い中で、今度からは地域のスポーツ団体に所属することもありですし、自分の学校になくても、先ほど広域部活動の話させていただきましたが、ある程度の学校のまとまりの中で、隣の学校にサッカー部がある場合にはその子を認めるなど、そのような形で子どもたちが生涯にわたってスポーツのできる環境を地域として育てていくことが、本市の部活動改革の狙いだと思っております。

以上です。

安間教育長 ほかに御質問はございませんか。

守屋委員 御説明ありがとうございます。先ほど、12ページに出てきた児童・生徒



のアンケートということで、子どもたちの意見も聴いてもらえるということで、とてもうれしいと思う取組ではあると思うのですが、この左にあります自校の部活動設置計画書令和6年7月版ということは、アンケートを踏まえた上で学校が一応まとめて、この夏頃には出てくるものと考えて大丈夫なのかという質問が1つ。

あと、やはり気になるのが、八王子の中学校は部活の参加率がとても高いということで、以前も聞かせてもらっていますが、やはり学校の規模だったり、参加人数、現状の人数によっても大分、この特色ある部活動については「最大3つまで可能とする」と記載はしてはありますけれども、実数のところ、少なくなるこの数で、本当に受け皿として大丈夫なのかどうか。

地域として、もちろん外に出ていくこと、地域と連携していくことが将来的なところなので、全部学校で準備する必要はないということも承知してはいるのですが、今、小学校の放課後子ども教室がしっかりとできて、放課後、子どもたちを守っていく、子どもの居場所を作るという中で、やはり中学校で、放課後の時間を持って余してしまうということをととても心配している保護者も多いかと思うのです。

質問としては、この計画書の出てくる時期と、あとは、参加率と部活動の設置数、ここについて疑問に思ったので、教えていただければと思います。

福島統括指導主事 今の守屋委員の御質問にお答えします。まず、児童・生徒アンケートを、この後、実は7月20日前後が夏季休業日に入りますので、それまでに子どもたちにアンケートを取るように、学校に依頼をしております。

学校はその結果を踏まえた上で、7月の末に一度、学校部活動の設置計画書を出していただくのですが、実は学校からも広域部活動の設定等について、まだまだ近隣の学校と話が足りないという意見を聞いておりますので、2学期を目途に、また近隣校と相談をしながら、最終的に、今年度末にもう一度計画書を学校に出していただく予定で組んでおります。

それから、2点目の部活動のいわゆる子どもたちの受入れの心配でございますが、今回は特色ある部活動を多くても3つということで、最終的に2つに絞るようになってはいるのですが、カテゴリーの4つの部分ですね。最初の1つ目に説明のありました各学校、4つの部活動の設置をお願いしております。この中には、1時間程度、平日、週2回を目途として、体を動かす運動など、そのような部活動もありま

すので、学校が設置する部活動の数としては、実は2つ、3つだけではなく、例えば、ほかの学校でスポーツトレーニング部や、技を極める部として、例えば、吹奏楽部を音楽部と、そのような形で変えている学校がございますので、そうすると、トータルの部活動数は2つ、3つだけではないです。

今、子どもたちの中には、部活動だけではなく、自分のライフスタイルに合わせて部活動を親しむという意味で選んでいる子もいますので、そのような形で、今後は見据えた上で、最終的な計画書の形に落とし入れたいと思っております。

以上です。

守屋委員      ありがとうございます。

保坂委員      特に中学生は、もう自分の意見も希望も結構はっきり持っている世代ですので、部活動という生徒の生活にとって大切なものをアンケートというものだけで良いのかと。もう少し子どもたちも一緒に協議できるような場は考えられていないのかというところをお伺いしたいと思います。

中西教育指導課指導主事      現状、アンケートだけを想定していたのですが、今の御意見も踏まえて、ほかの子どもたちの意見を酌み取るような方法はないかという部分については、検討させていただきます。

以上です。

安間教育長      ほかにございましょうか。

伊東委員      今の保坂委員の御意見に関連しているのですが、子どもたちから意見を取るということは非常に重要なことで、子ども基本法などの関係上、子どもから意見を聴くことは、あらゆる機会を設ける必要はあるのですけれども、それはそれとして重要なのですが、子どもたちから意見を取るに当たって、このシステムの説明を、子どもたちがどう理解していくのか、あるいは、どう正しく子どもたちに伝えるのか、これが非常に重要で、これをうまくやらないと子どもたちが本当に理解しない上で答えた場合には、ものすごい結果になる可能性もあるので、子どもたちへどのような周知方法をお考えになっているのか、教えていただきたいと思います。

中西教育指導課指導主事      おっしゃるとおりで、しっかりと理解した上でアンケートに回答しなければ、求めるような回答は得られません。その上で、まず令和6年の1月、2月、3月の3か月にわたり、児童・生徒や保護者に部活動改革の仕組みに

ついて説明する資料や動画お提供しているところです。

また、今回のアンケートを実施するに当たり、アンケートの中に部活動改革の説明動画を埋め込んでおります。子どもたちにも理解できるような平易な言葉で、情報も絞り込んだ動画となっております。その動画を見た直後に、アンケートの回答をいただくという形で考えております。

以上です。

安間教育長　ほかに御質問はございませんか。

柴田委員　今、御回答をいただいた説明動画というのは、ホームページなどで私たちも見られるのでしょうか。

中西教育指導課指導主事　はい。そのような形で考えております。児童・生徒だけではなく、保護者にも見られるようにしてまいります。

安間教育長　ほかに御質疑はございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、本件に関しての委員間協議に入りたいと思います。

御意見、また、将来的な展望を含めて、何かございましたらお伺いします。いかがでしょうか。

柴田委員　とても良い構想だと思imasるので、これを実現化させていくために、しっかりとした基盤を作らなければいけないと思っています。例えば、部活動の改革を進める上で、地域の力を援用しなければ実現不可能なものですので、各学校の学校運営協議会でしっかりと住民の方とも共有していただくことや、どのような協力体制ができるのか、それから、やはり一番大事なのは、校務分掌でこれを担当する教員ではなく、地域のコーディネーターさんの役割がとても大きくなると思います。地域学校協働推進員については、本市ではどのように配置されているのか、私、把握していないのですが、各学校にコーディネーターさんがいらっしゃると思いますので、その方の役割というか、そのような方に御活躍いただくような体制を作っていくのが良いのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。

安間教育長　ほかにございましょうか。我々の協議です。

伊東委員　私も柴田委員の意見に賛成です。もちろん地域の方々のお力添えをいただ

くことはとても重要なことなのではけれども、そもそも部活動を担当していた教員が、この仕組みと申しますか、この考え方を、言葉が適切かどうかは分かりませんが、現在、プランニングしている状況であって、これを実際に実行して、もう既に進めているものもあるわけですが、これを本格的に稼働していくためには、学校の教員の理解と協力が必要であると、その学校の教員の理解と協力を得るためには、やはり相当な汗を流さないと難しいと思います。でも、それをやらなければ、この部活動改革は進まないの、御関係の方々には大変な御苦勞をお願いすることになるかと思うのですが、なんとしてもこれをやっていかないと、中学校教育が変わっていかないと申しますので、みんなで頑張っていく必要があるかと思っております。

以上です。

安間教育長　　ありがとうございます。

ほかに御意見等ございますか。

保坂委員　　議論を後戻りさせるようなことになってしまうかもしれないのですが、部活動改革は、地域と連携した活動で、学校部活動というか校内での課外活動というのは、逆に言い換えると、生徒がある程度、自分たちで計画を立てて自立するような課外活動は、高校生以降になってからという、結局はそのようなことなのではないか。それがどうなのかというのが、議論を後戻りさせるようで申し訳ないですが、学校内の課外活動というものは、なくしていくのでしょうか。

安間教育長　　これは委員間の協議なので、こちらで答えても良いですか。

なくすつもりは全くないので、ここに書いてあるように、課外活動はします。ただ、保坂委員がおっしゃっているような、やはり自主的に運営して、自立的に活動していくというのは、やはり発達段階からいって、中学生はまだ無理かと思っております。しかし、全くやらなかったら意味がないので、今、いろんな学校でも先進的な取組をしている教員は、子どもたちの練習計画を作るような取組をしたり、どのような練習方法をとろうかなど、そのようなこともやっているようですから、そうやって育てていった上で、高校、大学につながっていくと良いのではないかと申します。

保坂委員　　ありがとうございます。

安間教育長　　委員間協議です。

守屋委員　　課題として上がってきた活動場所の確保ということが、やはりいろんなと

ころで出てきているということを確認できてよかったと思っています。

やはり、今、学運協であったり、地域の方と話していて、「じゃあ、自分たちで作ってあげようか」という声も少なからず出てきていて、例えば、サッカーだと人数が必要だから、では、フットサル、八王子は結構フットサルやサッカーを大人になっても皆さん続けていて、新春フットサル大会など、結構、八王子は盛んにあるかと思うのですが、この大人たちが地域でやってみたらどうなのだろうという声も上がっていて、学校も相談していたりするのですが、なかなか場所というのが、やはり学校施設だと壊れたらどうなるなど、色々なところで、今、足踏みしている状況だったりするので、今後、次に声が上がったものを地域の、もっともっと活動場所は、今後増やしていかないとならないところかと思しますので、次の課題として、地域の上がった声をうまく形にしていけるのを、どんどん地域のほうに連携してもらえたらありがたいと思っているのが1点。

あと、もう1点。やはり先生たちの、先ほども理解であったり、先生たちのやらなければいけないというのをなくすことの1つでもあるかと思うのですが、今度は、やりたいと思っている先生が、この後、プラスアルファの居場所であったり、役割というのを、やりたかったらできるという形も、また、次として整えていただければありがたいと思っています。

よろしくをお願いします。

安間教育長　ほかに御意見等はございますか。

伊東委員　今、話題には出てこなかったと思うのですが、中体連との調整というのですかね。八王子が、もし、こういった形になっていった時に、今後、中体連の、例えば、都大会をやる場合ですと、八王子からの八王子代表というのは、どのように選ばれていくのかなど、そのような中体連との調整などについても、やはり一定の方向性を持っておかないと、子どもたちにも説明が、今、子どもたちに説明されているのかどうかは分かりませんが、対外試合などに出る場合には、今後どうなっていくのかなど、その辺りについては、お答えは良いですけれども、やはり調整していく必要があるだろうと、これは懸念という話です。

安間教育長　基本的に考え方として、八王子はこうやって合同で、何々中、何々中合同チームというような形で出るという、そのこと自体は中体連も認めていますから、

そのように対応をしてもらうのでしょうか。

伊東委員　ほかの自治体もそう言ったのがあると。

安間教育長　合同はありますよ。甲子園だってありますのでね。むしろ、それを排除すると言い出したら、中体連そのものももたないでしょう。

よろしゅうございますか。

では、私、最後に。5ページにある部活動改革の全体像の考え方というのは、この前も総合教育会議で市長にも説明をして納得されたものですから、これはオーソライズされたものなのだろうと思いますが、今日も御説明を聞いて、大分これを具体化すると変わっていくものなのだと、私自身もびっくりするようなことが幾つもあったので、意見だけ述べておきます。

アンケートを取るという話は初めて聞いたのですが、うちの学校に何々部が欲しいってアンケート結果で出てきますよね。それが10種類ぐらい出てくるなんて当たり前ですよ。「アーチェリー部が欲しいです、太極拳部が欲しいです」といったい出てくるではないですか。それをどうやって2個に絞るのかというのが、どのような技を使われるおつもりなのかが、本当に楽しみです。もし、聴いても「作らないです、2つに絞ります」というのだったら、かえって、子どもにとってはとても傷つくことなのではないのかと。どうして、このようなアンケートを取るという意思決定をされたのか、私には理解できない。アンケートを取るのだったら、おおもとのところとして、子どもたちの希望になるべく応えたいと言っているのだから、何がやりたいですかと聴いて、そのやりたいものがどこかに用意されているかどうかを調整するというのなら、私は趣旨どおりだと思うけれども、うちの学校にどの部を作ってもらいたい、それは意見がいっぱい出ますよ。では、1人だったらどうするのですか。1だから切り捨てるのですか。そんなためにアンケートってやるものですかね。だから、このアンケートを何でやるのかが私には理解できない。

もう1点。特色ある部活動を設置して、この学校といえはこの部活動って、5年でこの学校というのが変わるのですか。後々、教員がいなくなったら潰しますって、それって教員がいなくなるからでしょう。それを特色ある部活動の設置と言えるのかどうかというのが、私には疑問で、私だったら、そのような部活動のために、今、CS公募もあるのだから、やりたい教員をそのような学校に異動させてあげれば良

い。さらに言うと、どもでもかしこでも無目的に配置するのではなくて、指導補助員や指導員を、そのようなところに重点配置すれば良い。

さらに取組4は、募集を停止する部活動の設定といきなり出てきていますが、子どもたちの選択肢を広げてあげるのでしょうか。だとするならば、「この学校の募集は停止するけれども、隣の学校ではできますよ」というのを示さなかったら、当初の目的にはならないではないですか。

要するに今回、一歩進んで、事務局がこれからやろうとしていることを考えると、矛盾だらけで、しかも、大本の、子どもたちのための選択肢を広げるという改革になっていない。完全に机上で、大人の都合で、しかもこれ、私の印象で言うと、校長もこのようにやりたいと思っているようには思えない。完全に事務局が自分たちのやりたいことをプランにしているようにしか、私には見えない。もう一度、原点へ立ち戻って、そもそも何なのかと、さっきのアンケートにしても、何のために取るのか、そのようなことを考えていかないと、私は大失敗してしまうと思います。

私のイメージとして、ぴったりとこれからの時代に即してやっているのは、生涯学習部の取組ですね。これはもうイメージどおりですよ。まさに自分たちでお店開きをするのではなくて、お店がどこにありますよというのを見せて、人にこれに参加してもらおう。だから、これから生涯学習のほうがやるべき課題は2つあって、1つは、いかに活動などの、申込みをしやすくなるか。ぜひそのツールを、しかも、どこかの窓口で受付するのではなくて、何かのツールで市民が自由に見られるような窓口を、ぜひ工夫してもらいたいというのが1つ。

もう1つの課題というのは、いろんな講座をやっているではないですか。その人たちが、今度は教える側に回れるようなシステム。そのような人たちが、小さな場所でも良いからサークルを作って、自分が学んできたことだけれども、子どもたちに、例えばこういったことを教えたいなど、そのようなシステムを作る。その辺りが課題になるかと私は思います。

生涯学習部のほうは、私は本当に、今回の、理想どおりに進んでいると思います。

学校教育部のほうは、あえて、もう一度だけ言いますが、根本的に考えたほうが、私は良いと思います。それでもこれで行くと言うのでしたら、もう一度お考えをお聞かせください。

以上です。

それでは、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　ほかに御意見もないようでございますので、以上の協議を踏まえて、事務を進めていただきたいと思います。

安間教育長　続いて、報告事項となります。

教育指導課から報告願います。

遠藤特別支援・情報教育担当課長　公用車による交通事故に係る損害賠償の和解につきまして、御報告させていただきます。

詳細につきましては、担当の課長補佐より説明いたします。

長田教育指導課課長補佐兼主査　それでは、公用自動車による交通事故に係る損害賠償の和解について、御報告させていただきます。

資料のほうを御覧ください。こちらは、令和6年6月7日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、委任専決処分をいたしました。

清川町地内、交通事故に係る損害賠償の和解についてでございます。

本件は、令和6年1月26日、午後0時50分頃、教育指導課職員が軽自動車を運転し、檜原小学校へ向かう途上、清川町地内の一時停止の規制がある丁字路を右折しようとした際、左右の安全確認を十分に行わずに進入してしまったために、左側から走行してきた相手方所有の普通自動車の右後部に接触し、損傷を与えたものでございます。

直進する相手方に対し、一時停止の規制がある道路から右折した際に接触したものであることから、過去の範例に基づき、相手方の車両の修理等に係る費用33万6,450円を支払うことで和解いたしました。

賠償金につきましては、本市が加入しております保険会社から、全額補填をされるものであります。今回、相手側に身体的損傷はございませんでしたが、過大な御迷惑をおかけしてしまいました。

今後の再発防止に向けましては、現在、職場の朝礼で実施している公用車事故ゼロハンドブックの読み合わせを継続することで、職員一人ひとりの安全意識をさら



に高めていくことに加え、交通ルールの厳守について、その徹底を図るよう指導したところでございます。

このたびは、このような事故を起こしてしまいまして、誠に申し訳ございませんでした。

報告は以上となります。

安間教育長 只今報告は終わりました。

本件について御質疑、御意見、御要望等はございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 1点だけ、市議会の案件になりますか。

長田教育指導課課長補佐兼主査 はい、なります。

安間教育長 分かりました。

それでは、報告として承らせていただきたいと思います。

安間教育長 続きまして、教育指導課・生涯学習政策課から御報告願います。

田島生涯学習政策課長 令和6年度「特定分野に特異な才能のある児童・生徒への支援の推進事業」について、担当から御説明いたします。

佐藤生涯学習政策課主査 それでは、お手元の資料に沿って御説明をいたします。

令和6年度「特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業」について、御報告いたします。本事業は文部科学省からの委託を受け、令和5、6年度に実施をしている事業になります。

内容は、プログラミング領域又はコンピューターグラフィック領域（美術領域）において特異な才能を有する児童・生徒を対象に、東京工科大学の先生方によるプログラミング又はコンピューターグラフィック講座と、東京八王子中央ライオンズクラブの支援によるコミュニケーション講座を組み合わせることで、児童・生徒が才能をのびのびと発揮したり、学校以外の居場所となる場を提供するものでございます。

本年度の活動に参加する児童・生徒は、市立小・中・義務教育学校の校長先生から推薦をいただきまして、本事業の趣旨に合致した12名の児童・生徒となります。

実施期間は、令和6年7月13日から令和6年12月14日までの間で、合計12回の活動を予定しており、主な活動場所は東京工科大学八王子キャンパス内にある大学の先生方の研究室となります。

今年度の取組では、令和5年度に引き続き、地域の子どもは地域で育てるという方針の下、地域の皆様と連携を図るとともに、令和5年度の取組の成果と課題を生かし、内容を一層充実させ、八王子の宝である子どもたちにとって、よりよい事業になるように努めてまいります。

説明は以上となります。

安間教育長 只今報告は終わりました。

本件について御質疑、御意見、御要望等がございますか。

伊東委員 御説明ありがとうございます。昨年も、この御説明をいただきまして、昨年と同じような内容かと思っていますけれども、これはこれでとても素晴らしいことだと思うのですが、文部科学省のこの事業の趣旨を考えますと、特定の分野ということは、こういった工学系、コンピューターグラフィックだけではなくて、もう少し他の領域などについても、きっと才能のあるお子さんを発掘して、その才能を伸ばしていくことを、全国でそういった子どもたちを見つけないかというようなことだと思うのですが、本市も、大変、子どもたちの数が多くて、確率的に見れば他の分野においても、特異な才能を持っている子どもがいる可能性が高いのではないかと、これは推測なのですが、そのようなことから考えると、もう少し違う分野でも発掘すべきなのではないかと、個人的には思うのですが、そこまで手が回らないのかもしれませんが、その辺については、どのようにお考えになっていらっしゃるか、教えていただきたいです。

中西教育指導課指導主事 おっしゃるとおりで、ほかの分野についても、例えば、算数・数学の分野についても、特異な才能をお持ちの子どもを把握しております。

ただ、大学と交渉をしていく中で、なかなかその分野にまで、連携をすることが難しかったというところが実情でございます。

以上です。

安間教育長 何とか今年は、コンピューターグラフィックが入ったので。

伊東委員 そうだったのですね。少し増えたのですね。

安間教育長　　これがコンピューターグラフィックではなくて、油絵などにも出来たら良かったのですけれどもね。

伊東委員　　すみません、ありがとうございました。

安間教育長　　ほかに御質疑はございますか。

保坂委員　　校長先生からの推薦ということだったと思うのですが、その特異な才能をどのようにピックアップしているのか、もう少し教えていただきたいと思います。

中西教育指導課指導主事　　校長先生のほうから各学校の先生方に本事業の趣旨について御説明をいただき、それを踏まえて学校全体で推薦いただく形になっております。以上です。

保坂委員　　そのように応募されたのが、12人とということでしょうか。それとも、12人が定員で、もっと応募はあったけれども、12人に絞ったということですか。

中西教育指導課指導主事　　定員は明確には設けておりませんが、約10名程度というところでございました。その中で、12名が決定したのですが、応募自体は15名からありました。ただ、保護者と面談を重ねる中で、本事業の趣旨に合致するという事で、12名まで絞り込ませていただいたということでございます。

安間教育長　　その合致するという中身を説明しないと、どうやって落とされたのですかと聞かれているのに、そもそもの質問が、特異ある才能のある人間というのを見抜くにはある程度の能力がなかったら見抜けないでしょう。それを推薦という形だとすると、わざわざそのような子を落としているのではないですかということが、根底にある質問でしょう。質問の意図に答えたほうが良いですよ。

中西教育指導課指導主事　　誠に申し訳ございませんでした。今回、3名辞退いただいたといいますが、交渉したところについて申し上げますと、実は、うまく趣旨のほうで保護者の方に伝わっておらず、プログラミングの経験がないお子さん、ただ、これから頑張りたいというお子さんが申し込んでいたというのが現状でございます。そのようなお子さんについては、お断りをさせていただいたというところです。

安間教育長　　その代わり、どうしたのですか。

中西教育指導課指導主事　　本市の場合、プログラミングでいいますと、コニカミノルタ株式会社と連携をしているプログラミング教室を実施しております。そちらのほうを案内して、申し込んでいただいております。

以上です。

安間教育長　ほかにございますか。

いずれにしろ、私、最後、余分ですけれども、これ生涯学習政策課もここに関わっているのだけれども、これはぜひ、部活動にするなり、選択肢として、先ほどやった部活動改革の中にしっかり説明しましょうよ。そうして、入れていくと良いと思います。

ただ、伊東委員がおっしゃったみたいに、できれば、もう少しいろんな、特異な才能というのは、色々あると。算数ではさすがに違うのだろうけれども、数学などでもそのような子がいたら、ぜひ、チャンスを与えてあげたいと思います。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、報告として承らせていただきたいと思います。

安間教育長　以上で公開の審議は終わりますが、委員の方から何かございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　ないようであります。

それでは、ここから非公開となりますので、大変恐縮ですが、傍聴の方々、御退席をお願いしたいと思います。

【午前 11 時 39 分休憩】